

がん診療連携拠点病院等の指定要件見直しについて

1 現況

- ・本県では 10 病院が「がん診療連携拠点病院」として、1 病院が「地域がん診療病院」として国の指定を受けている。
- ・厚生労働省では、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」、「がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」を設置し、がん診療連携拠点病院等の指定要件の見直し作業を進めてきた。
- ・上記を踏まえ、平成 30 年 7 月 31 日付けで、厚生労働省健康局長から、新たな「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」が通知された。
- ・既指定病院の有効期間は平成 31 年 3 月末までとなるため、平成 31 年度以降も指定を受ける場合には、11 月末までに厚生労働省に指定更新申請をする必要がある。

2 主な見直しの内容

○診療提供体制

- ・ キャンサーボードへの多職種の参加 等

○診療従事者

- ・ 薬物療法に携わる常勤の医師：原則専従→専従へ
- ・ 放射線診断に携わる専任医師：原則常勤→常勤へ
- ・ 放射線治療に携わる専従医師：原則常勤→常勤へ 等

○緩和ケアの提供体制

- ・ 精神症状の緩和に携わる医師：非常勤→常勤へ
- ・ 緩和ケアチームの新規介入患者数の要件化 等

○情報提供・相談支援

- ・ 院内がん登録実務者について、「中級認定者」の配置が追加 等

○医療安全（新規）

- ・ 医療安全管理部門の設置，医療安全管理者（医師，薬剤師，看護師）の配置 等

○指定要件を満たしていない場合の方針（新規）

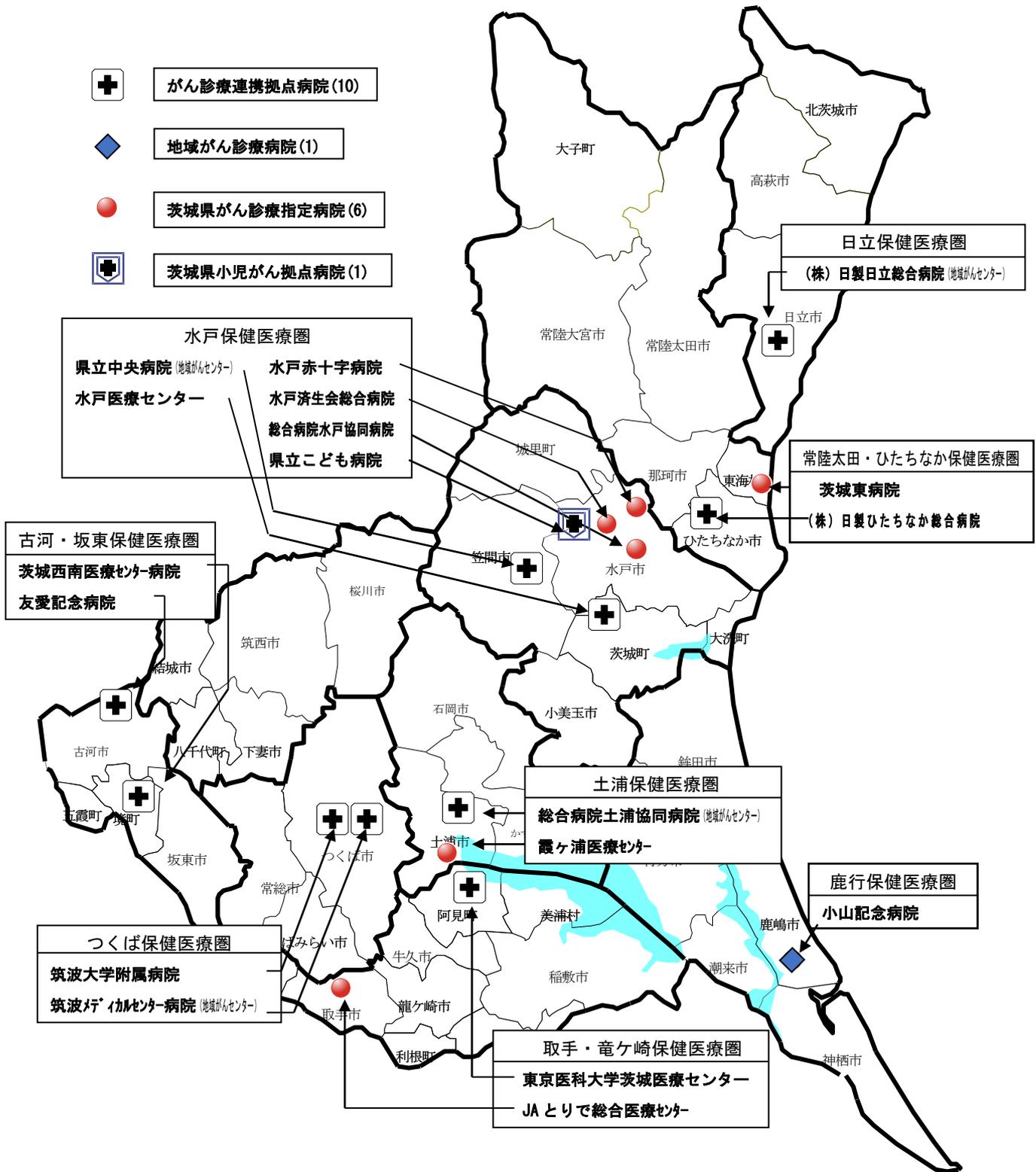
- ・ 指定要件の充足に疑義がある場合，文書や実地調査等で確認
- ・ 未充足が確認された場合は，指定の検討会で，「勧告」，「指定類型の見直し」，「取り消し」について検討 等

3 今後のスケジュール

平成 30 年 11 月頃：県が申請書を取りまとめ，厚生労働省へ提出

平成 31 年 2 月頃：がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会
(厚生労働省)

茨城県のがん専門医療施設の整備状況



がん診療連携拠点病院等、小児がん拠点病院等の 整備指針について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん診療連携拠点病院等の 整備指針について

拠点病院等の指定要件見直しについて

今回の指定要件見直しのポイント

がん医療の更なる充実

- ・ チーム医療の更なる推進
- ・ 保険適応外の治療に関する事前審査
- ・ 診療機能による拠点病院の分類
- ・ 第三者評価の活用等による質の評価 等

病院完結型から地域完結・循環型医療へ

- ・ 病院一体でのがん相談支援センターの周知
- ・ 専門的な施設へ「繋ぐ」
- ・ 地域連携の推進
- ・ がん教育への協力 等

医療安全の更なる推進

- ・ 医療安全管理部門の設置
- ・ 医療安全管理者の配置
- ・ 医療安全管理者の権限付与 等

指定に関する課題の整理

- ・ 同一医療圏に複数推薦があった場合の方針
- ・ 要件を満たせていない場合の指導
- ・ 移転・分離・統合があった場合の届出 等

整備指針の新たな事項について(医療安全)

	施設要件	人的配置			その他
		医師	薬剤師	看護師	
都道府県拠点	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理部門の設置 医療安全管理者の配置(右記参照) 未承認薬や適応外使用、高難度新規医療技術の実施等の事前審査・事後評価 医療安全に関する窓口の設置 	常勤かつ専任	常勤かつ専任 (専従が望ましい)	常勤かつ専従	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理者の権限の付与 医療安全管理者の研修の受講
地域拠点 ・ 特定領域		常勤	常勤かつ専任	常勤かつ専従	
地域診療		常勤	常勤 (専任が望ましい)	常勤かつ専従	

整備指針の新たな事項について(類型の見直し)

【現行】

地域がん診療連携拠点病院

診療機能による分類

【見直し後】

地域がん診療連携拠点病院
(高度型)

指定類型の
見直し

指定類型の
見直し

地域がん診療連携拠点病院

指定類型の
見直し

指定要件を
充足した場合
復帰

地域がん診療連携拠点病院
(特例型)

- 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
 - 高度な放射線治療の実施が可能
 - 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
 - 相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備
 - 医療安全に関する取組
- 等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と同様。

平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。
未充足である状況が持続した場合は、指定の取消しも検討する。

整備指針の新たな事項について(未充足の場合の指導等)

- ① 全ての拠点病院等に対し、毎年現況報告書にて指定要件の充足状況について報告を求める。
- ② 指定要件の**充足状況に疑義がある**と判断された場合に**文書での確認や実地調査を行い**、指定要件の充足状況を確認する。
- ③ 調査の結果、指定要件の未充足が確認された場合、**勧告、指定類型見直し、指定取り消し等**の指導方針を指定の検討会に提案する。
- ④ 指定の検討会からの答申を受け、当該拠点病院等への通知を行う。

現況報告書にて充足状況を確認



充足状況に疑義がある場合

文書での確認や実地調査による充足状況の確認



未充足であることを確認した場合

指定の検討会にて対応を検討

- ・未充足状況が軽微である。
- ・機器の故障や入れ替えなど理由が明確である。

等

勧告

- ・診療実績に著しく低い項目がある。
- ・勧告を受けているが改善が見られない。
- ・自施設だけでは集学的治療等を提供できずグループ化が妥当である。

等

指定類型の見直し

- ・医療安全上の重大な疑義がある。
- ・意図的に虚偽の報告をしている。
- ・指定要件の未充足により、指定類型を見直されているが改善が見られない。

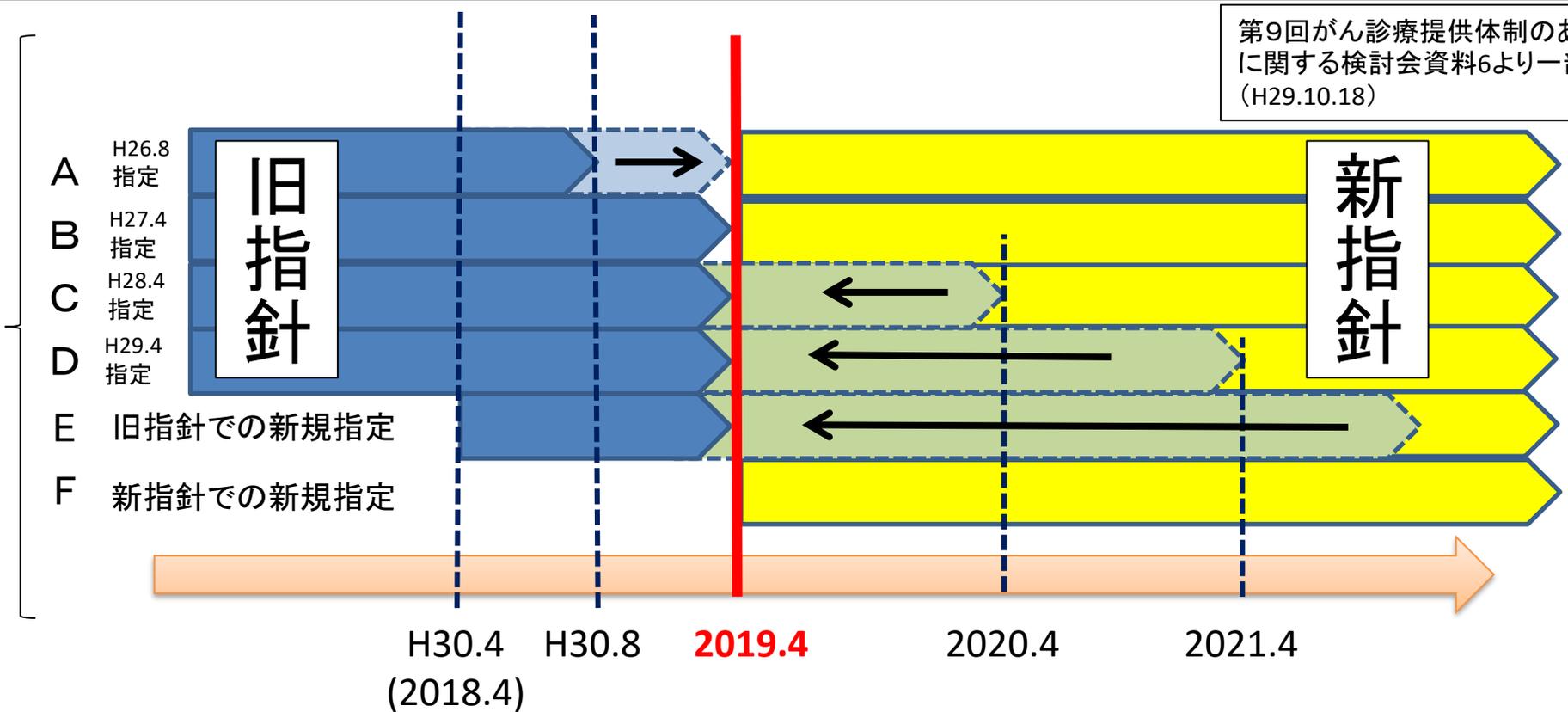
等

指定取り消し

拠点病院等の指定に関する今後のスケジュール

第9回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料6より一部改変 (H29.10.18)

拠点病院等



- A: 平成30(2018)年8月が更新期限の拠点病院等は、更新日を延長し、2019年度に新指針で更新を検討する。
- B,C及びD: 平成31(2019)年3月、2020年3月、2021年3月末が更新期限の拠点病院等は平成31(2019)年3月末までを指定期限とし、2019年4月より新指針にて指定更新の検討を行う。
- E: 平成30(2018)年4月については、旧指針にて新規指定を行ったが、これらの拠点病院等についても平成31(2019)年3月末までを指定期限とし、平成31(2019)年4月より新指針にて指定更新の検討を行う。
- F: 平成31(2019)年4月より、新しい整備指針での新規指定を行う予定とする。